

## 飯山市介護人材確保促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の介護人材の確保及び定着並びに介護保険サービスの安定的な提供に資することを目的に、介護分野への就業を希望する者が介護保険サービスを提供する上で必要な資格を取得するための研修に要する費用の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯山市補助金等交付規則（昭和36年飯山市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記載されていること。
- (2) 飯山市内の介護保険サービスを提供する事業所（以下「事業所」という。）への就労を希望していること。
- (3) 次条各号に掲げるいずれかの研修を修了していること。
- (4) 補助対象者が前号の研修を修了した者であることについて、市が事業所に対して情報提供することに同意すること。
- (5) 市税等を滞納していないこと。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる研修の受講料（テキスト代、実習に要した費用等を含み、補講に要した費用及び手数料を除く。）のうち補助対象者の負担により介護員養成研修事業者（介護保険法施行令（平成10年政令第142号）第3条第1項第1号ロに規定する介護員養成研修事業者をいう。第5条第1号において同じ。）に対して支払った額とする。

- (1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修
- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項に規定する介護福祉士として必要な知識及び技能を修得することを目的とした実務者研修
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた研修

2 前項の規定にかかわらず、国、県又は他の団体から補助金等を受けているときは、補助対象経費の額から当該補助金等の額を控除した額を補助対象経費とする。

### (補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、40,000円を限度とする。

### (交付申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、飯山市介護人材確保促進事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、同項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 研修を修了したことを証する書類（介護員養成研修事業者が交付したものに限る。）の写し
- (2) 補助対象経費の支払に係る領収書（当該領収書の宛名が補助対象者であるものに限る。）の写し
- (3) 国、県又は他の団体から補助金等を受けている場合は、当該補助金等の額がわかる書

類の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。

(交付決定)

第6条 規則第6条の規定による決定の通知は、飯山市介護人材確保促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、第5条の規定による申請書の提出をもって、当該実績報告書の提出があったものとみなす。

(補助金の額の確定)

第8条 規則第13条第1項の規定による補助金等の額の確定の通知は、同条第2項ただし書の規定により、これを省略するものとする。

(交付請求)

第9条 規則第14条の3の補助金等交付請求書は、飯山市介護人材確保促進事業補助金交付請求書（様式第3号）によるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日以後に第3条各号に掲げるいずれかの研修を修了した者から適用する。

(様式第 1 号) (第 5 条関係)

飯山市介護人材確保促進事業補助金交付申請書

年 月 日

飯山市長 あて

飯山市介護人材確保促進事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。  
なお、交付申請に当たり、次の事項に同意します。

- (1) 住民登録情報及び市税等の納付状況について、市が調査すること。
- (2) 資格の取得情報を市内の事業所に情報提供されること。

|                 |      |                  |      |       |
|-----------------|------|------------------|------|-------|
| 申請者             | ふりがな |                  | 生年月日 | 年 月 日 |
|                 | 氏 名  |                  |      |       |
|                 | 住 所  | 〒                | —    | 電話番号  |
| 研修実施事業者         |      |                  |      |       |
| 研 修 会 場         |      |                  |      |       |
| 研 修 期 間         |      | 年 月 日 から 年 月 日まで |      |       |
| 受 講 料※ 1        |      | 円                |      |       |
| 国、県又は他の団体から補助金等 |      | 円 (補助団体名 )       |      |       |
| 補 助 限 度 額       |      | 40,000 円         |      |       |
| 補助申請額※ 2        |      | 円                |      |       |

※ 1 受講料 (テキスト代、実習に要した費用等を含み、補講に要した費用及び手数料を除く。)

※ 2 補助申請額欄には、補助限度額 (40,000 円) と受講料 (国、県又は他の団体から補助金等を受けている場合は、当該補助金等を控除した額) とを比較し、少ない額を記入すること。  
ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てること。

添付書類

- 1 研修を修了したことを証する書類の写し
- 2 補助対象経費の支払に係る領収書の写し
- 3 国、県又は他の団体から補助金等を受けている場合は、当該補助金等の額がわかる書類の写し

(様式第 2 号) (第 6 条関係)

飯山市介護人材確保促進事業補助金交付決定通知書

飯山市指令 第 号  
年 月 日

様

飯山市長 印

年 月 日付で申請のあった飯山市介護人材確保促進事業補助金について、  
下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付の可否 可 ・ 不可

2 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 不可の理由

(様式第 3 号) (第 9 条関係)

飯山市介護人材確保促進事業補助金交付請求書

年 月 日

飯山市長 あて

住 所  
申請者 氏 名 印  
電 話 番 号

年 月 日付飯山市指令 第 号で交付の決定のあった飯山市介護人材確保促進事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

|         |         |
|---------|---------|
| 金融機関名   |         |
| 支 店 名   |         |
| 預 金 種 別 | 普通 ・ 当座 |
| 口 座 番 号 |         |
| フリガナ    |         |
| 口 座 名 義 |         |